

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年12月15日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成28年1月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成27年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 久保田地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 市場西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 葛谷東大池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 田渡池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 黒岩池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 吉田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鍛冶屋池下井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 門先地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 一村池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 一の井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 浦谷池地区	〃